グリーンeco

保証機関＝一般社団法人しんきん保証基金

商品名（名称または愛称）

グリーンeco

ご利用いただける方

➢満20歳以上の方
➢安定継続した収入がある方
➢お申込人の持家またはそのご家族の持家であること
➢一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方

お使いみち

太陽光発電システム等のエコ関連設備購入・設置にご利用いただけます

ご融資金額

1,000万円以下

ご融資期間

15年以内

⇓詳しくは商品概要をご覧ください。⇓

商品概要

項　目	内　容
名称または愛称	グリーン eco（リフォームプラン・エコ）
ご利用になれる方	次のすべての条件を満たす個人のお客様 ➢当金庫の営業区域内に居住または勤務されている方 ➢満20歳以上の方 ➢安定継続した収入がある方 ➢お申込人の持家またはそのご家族の持家であること ＊お申込人がお住まいになっていない場合はお取扱いできません。 ➢（根）抵当権・差押等の各種（仮）登記が設定されていない持家にお住まいの方 ＊但し、当金庫のご融資（事業資金や住宅ローン等）にかかる（根）抵当権及び他金融機関の住宅ローンにかかる（根）抵当権については、各種（仮）登記から除いてお取扱いします。 ➢一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方
お使いみち	対象となる資金使途は、以下のとおりです。 ① エコ関連設備の購入・設置資金 太陽光発電システム・潜熱回収型ガス給湯器・潜熱型回収型石油給湯システム・CO2冷媒ヒートポンプ給湯器・ガスエンジン給湯器・燃料電池コージェネレーション・家庭用蓄電池・家庭用太陽熱利用設備・地中熱利用システム ② ①と合わせたリフォーム（増改築・修繕）資金及びそれに伴う諸費用 ＊「諸費用」とは、印紙代、解体工事費用等 ③ お申込人が①または②を資金使途として、金融機関や信販会社（消費者金融は除きます）から借入れたローンの借換資金とその借換えに伴う繰上完済にかかる手数料 ④ お申込人が、リフォームを行う物件の取得のために、金融機関から借入れた住宅ローンまたはそれを借換えたもの（借換え直前3ヶ月の約定返済で、3営業日以上の延滞が1度もないものに限ります）の借換資金及びその繰上完済にかかる手数料 ⑤ リフォームに付随して必要となるインテリアや家電等の購入資金 ＊①と②を合わせたお申込みで100万円までとします。 ⑥ 支払済資金（申込日時点で支払日から3ヶ月以内のもの）
	● 次の資金は対象となりません。 ➢支払先が、お申込人またはその配偶者、親、子の方が営む法人・自営業の場合 ➢事業用併用住宅の場合、事業用部分の工事にかかる資金や賃貸用アパートのクロス張替費用
ご融資金の振込条件	ご融資した資金の振込条件は次のとおりです。 ➢ご融資した資金は、工事契約先等へお振込頂きます。 ➢例外として、ご融資金額の20%または50万円以内のいずれか大きい金額まではお振込頂かなくても差支えありません。
ご融資金額	1,000万円以下（1万円単位）で、見積書や工事請負契約書等資金使途確認資料の金額の範囲内となります。 ＊但し、本件お申込金額を含めた一般社団法人しんきん保証基金の保証付ローン残高について、すべて合算し3,000万円を限度とします。
ご融資形式	➢形式は、証書貸付です。

ご融資期間	➢ご融資期間は15年以内で、ご融資日から15年目の応当日の属する月の末日までを限度とします。
ご返済方法	➢毎月元金または元利金均等割賦返済とし、ご融資金額の50%以内であれば6ヶ月毎のボーナス返済併用も可能です。 ➢元金返済の据置期間は6ヶ月以内となります。 ➢一括返済方式のお取扱いはしておりません。
ご融資利率	➢当金庫プライムレートを基準とした即時連動型変動金利です。 ＊新規ご融資時はお申込日の金利が適用されます。その後は、金融情勢の変化等による当金庫プライムレートの動きに連動して、ご融資利率が変動します。 ➢利息は後取方式で計算し、約定返済日にご指定の口座からお支払頂きます。
遅延損害金	約定返済を遅延された場合、その元金に対して年利率15.00%、1年を365日とする日割り計算で損害金を頂きます。
ご融資保証料	このローンの保証機関である一般社団法人しんきん保証基金へ、ご融資金額・ご融資期間に応じた保証料をお支払頂きます。保証料は利息に含まれており、「保証料後払方式」となります。詳しくは窓口でお問合わせください。
担保・連帯保証人	一般社団法人しんきん保証基金の保証をご利用頂きますので必要ありません。
手数料	事務手数料として1件につき1,100円（消費税込）を頂きます。
お申込方法 お問合せ先	窓口係もしくは渉外係にお申出ください。
お申込に必要な 書類等	① ご本人であることを確認できる書類 ➢原則、運転免許証表裏の写し 運転免許証を徴求できない場合は、次のいずれかの写しが必要です。 個人番号カード（表のみ）、パスポート、健康保険証(注)、顔写真付住民基本台帳カード(表裏)・運転経歴証明書(表裏)
お申込に必要な 書類等	(注)健康保険証を徴求する場合は、保証基準とは別に、住民票抄本や公共料金の領収書の提示が必要となります。 ② 年収を確認できる書類（申込金額が100万円以下の場合は不要です。） ➢公的所得証明書、源泉徴収票、確定申告書（控）、年金決定通知書、年金額改定通知書の写し ＊お申込人のみの収入にて審査いたしますので、所得合算はできません。 ＊保険外交員の方などの支払調書は対象外とします。 ③ お使いみちを確認できる書類 ➢お申込金額の大小に拘らず、必要となります。 ➢見積書、工事請負契約書等々の写し ➢ご融資の対象となるご建物の全部事項証明書（(根)抵当権・差押などの各種登記がなく、お申込日時点で発行日から3ヶ月以内のもの） ＊「インターネット登記情報提供サービス」から出力したものでも可とします。 ➢リフォームローンや住宅ローンの借換を含む場合は融資残高を確認できる書類 ④ この他、当金庫で必要と認めた書類をご提出頂く場合があります。 また、当金庫所定の契約書等を差入れて頂きます。 ⑤ 返済される口座のお届け印 ⑥ お支払先への振込依頼書の写し ＊但し、ご融資金額の20%または50万円以内のいずれか大きい金額までは、お振込いただかなくても差支えありません。

その他参考事項	➢お申込みに際しましては当金庫所定の審査をさせて頂きます。その結果によっては、ご希望に沿えない場合もございます。 ➢このローンは天草信用金庫の融資商品です。お客様のご融資につきまして保証機関である一般社団法人しんきん保証基金は、当金庫に対し保証をすることになります。 ➢お申込みにあたってお客様の個人情報は当金庫及び一般社団法人しんきん保証基金の加盟する個人信用情報機関に登録されます。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部（9時～17時、電話：0969-24-1177）へお申出ください。 紛争解決措置 熊本県弁護士会紛争解決センター（9時～17時、電話：096-325-0913）で紛争の解決を図ることも可能です。 また、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は当金庫 営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）へ直接お申出ください。 上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)へ直接お申出頂くことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用頂けます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所へお問合せください。

夢・希望・未来
天草信用金庫